

消防法では、①消防用設備等の設置、②防火管理の実施、③防災物品等の使用といった対策を通じ、火災予防を図っている。

① 消防用設備の設置

消防用設備等については、建物の用途・規模・構造に応じた消火設備、警報設備、避難設備等の設置が義務付けられている。

また、半年ごとの点検、1年ごとの消防本部への報告が義務付けられている。なお、延べ面積が1,000㎡以上又は特定屋内一階段のものにあつては、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならない。

(違反した場合) 是正命令に応じない場合は懲役1年以下・罰金100万円以下の罰則(点検未報告の場合は罰金30万円以下の罰則)

② 防火管理

防火管理は、従業員と宿泊定員あわせて30人以上となる施設を対象に、防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けられている。




(違反した場合) 是正命令に応じない場合は懲役1年以下・罰金100万円以下の罰則

③ 防災物品等

火災時にカーテンやじゅうたん等が火災拡大原因になりやすいことから、ホテル等一定の建物については、燃えにくいカーテンやじゅうたん等の使用を義務付けるもの。

(違反時は罰金30万円以下)

(消防用設備等の例)

消火設備	消火器 	屋内消火栓 
警報設備	自動火災報知設備 	消防機関に通報する火災報知設備 
避難設備	誘導灯 	避難器具 

ホテル等に係る主な消防用設備等の設置義務について

	消防用設備等	設置対象	今回のホテル(延べ面積1361㎡)の場合
消火設備	消火器	延べ面積150㎡以上	義務、設置
	屋内消火栓	延べ面積700㎡以上※	義務、設置
	スプリンクラー設備	延べ面積6,000㎡以上(平屋建てを除く。)	義務なし
	屋外消火栓設備	延べ面積3,000㎡以上※(1~2階のみ。)	義務なし
警報設備	自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上	義務、設置
	漏電火災警報器	延べ面積150㎡以上、かつラスモルタルのもの	義務、設置
	消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500㎡以上	義務、設置
	非常警報器具・設備	収容人員が20名以上(300名以上で放送設備を付加)	義務なし(自動火災報知設備の設置により免除)
避難設備	避難器具	収容人員が2階以上の階で30名以上 等	義務なし
	誘導灯・誘導標識	全部	義務、設置

※ 建築物の構造等に応じて、設置対象に係る延べ面積を2倍又は3倍とすることができる。